

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：世田谷区

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.2 %
全職員	66.8 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	98.2 %
課長相当職	96.0 %
課長補佐相当職	104.1 %
係長相当職	102.6 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.2 %
31～35年	93.5 %
26～30年	91.3 %
21～25年	89.9 %
16～20年	87.0 %
11～15年	78.8 %
6～10年	84.0 %
1～5年	96.1 %

## 【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員において、男女の給与に差異が出ている要因として、扶養手当を支給している男性職員の割合が高く、育児短時間勤務の短縮時間分の給与減額について、女性職員の割合が高いことが考えられる。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（フルタイム勤務職員・短時間勤務職員））、会計年度任用職員、特別職非常勤職員である。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員において、再任用職員は定年退職前の職に応じた給料月額となるが、傾向として、定年退職前に管理・監督的立場に就いていた男性職員の割合が、そうではない女性職員と比較して賃金水準が高くなるため、男女の給与に差異が出ていると考えられる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。